２）業務期間
契約締結日の翌日から30ヵ月
３）業務参考額　業務参考額については、競争参加者からの見積を踏まえて設定する。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。
② 工事
１）工事場所　神戸市中央区港島５丁目地先
２）工事内容
工場製作工　約50,000ｔ
４主塔鋼斜張橋（西側）
鋼主塔工　２基
ケーブル工　１式
鋼桁工　約1,370m
鋼床版工　約1,370m
鋼製橋脚工　２基
共通仮設費　１式
３）工事期間　工事契約時に設定する。
４）入札・契約方式　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。
【落札方式】技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
【契約額方式】契約制限価格方式
その他適用する入札・契約方式の詳細は説明書参照のこと。

⑷ 同一者（同一の特定建設工事共同企業体を含む）による本工事及び「新港・灘浜航路工区（東）鋼斜張橋工事（以下「東工区工事」という。）」の両工事の受注を認めない。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴ 本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。なお、詳細は説明書参照のこと。
① 一般競争参加資格の認定　設計業務の見積合わせまでに下記に示す一般競争参加資格の認定を受けていること。
・阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る令和３～６年度の一般競争参加資格
・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る令和５・６年度の一般競争参加資格
② 企業の形態及び施工能力点　阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1150点以上の単体又は最大10者の特定建設工事共同企業体であること。
③ 地域要件　設定しない。
④ 業務の実績　求めない。
⑤ 施工実績　平成５年度以降（過去30年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成５年度以降（過去30年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

Ⅰ．単体の場合
「同種工事」
・最大支間長が300ｍを超える斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、下記(a)及び(b)の施工実績（(a)及び(b)は別件工事でも良いが両方の実績）
(a) 鋼製主塔を製作及び架設した工事
(b) 鋼桁を製作及び架設した工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合
ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ
イ）構成員は下記に示す工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、下記(a)または(b)のいずれかの実績
(a) 鋼製主塔を製作及び架設した工事
(b) 鋼桁を製作及び架設した工事

⑥ 配置予定技術者　基本協定に基づき工事が契約された場合において、建設業法に基づき監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置すること。また、当該技術者はイ）～ニ）に掲げる基準を満たすこと。なお、設計業務期間及び製作期間においては専任の義務はない。本工事の契約時期及び現場着手時期は詳細設計業務を踏まえ、工事契約時に決定することを考えている。（詳細は説明書参照）
イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））
ロ）平成５年度以降（過去30年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑤の施工実績の取り扱いに同じ。
「同種工事」
・斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、鋼製主塔及び鋼桁を架設した工事（鋼製主塔と鋼桁は別件工事でも良いが両方の経験）
ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ニ）専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。
⑦ 設計技術者　基本協定に基づく設計業務において、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、管理技術者及び照査技術者は、イ）及びロ）に掲げる基準、担当技術者はロ）に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。（詳細は説明書参照）
イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
・技術士（総合技術監理部門又は建設部門（鋼構造及びコンクリート））
・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、橋梁）
ロ）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵ 技術提案書　当該工事における技術提案を記載した技術提案書が適切であること。

⑶ 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑷ 会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑸ 工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。